

## 既存住宅の売買時に

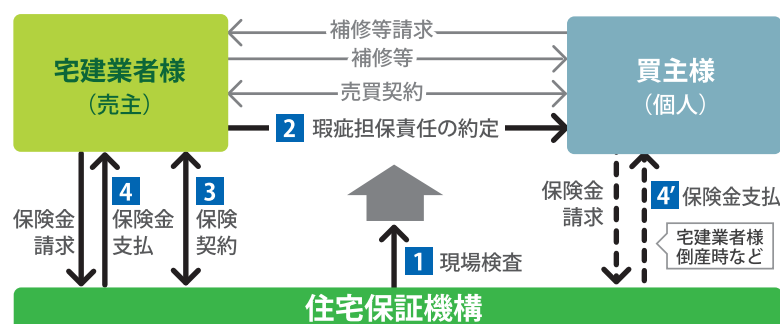
## 3つの「まもりすまい既存住宅保険」

「まもりすまい既存住宅保険」は、売買の形態や買主様に対する責任の担い方により、3つのタイプをご用意  
瑕疵保険の利用で安心と信頼をプラスし、既存住宅の価値を高めて売買や仲介をよりスムーズに!!

## 宅建業者様が既存住宅の売主となる（買取再販）場合

## 【宅建業者売主型】

売買契約において売主となる宅建業者様が買主様に対し、瑕疵担保責任について約定し、保険契約のお申込をさせていただきます。

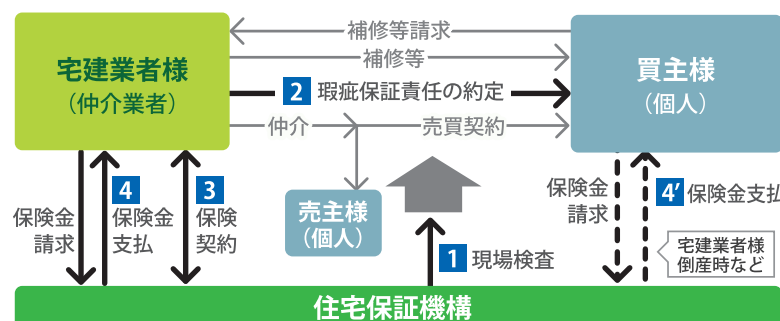


- 1 住宅保証機構が現場検査を行います。
- 2 宅建業者様が買主様に対して瑕疵担保責任について約定します。
- 3 宅建業者様が住宅保証機構と保険契約を締結します。
- 4 宅建業者様が補修等を行うための費用は保険がサポートします。
- 4' 万が一、宅建業者様が倒産等の場合は、直接買主様に保険金をお支払します。

## 宅建業者様が既存住宅を仲介される場合

## 【仲介業者保証型】

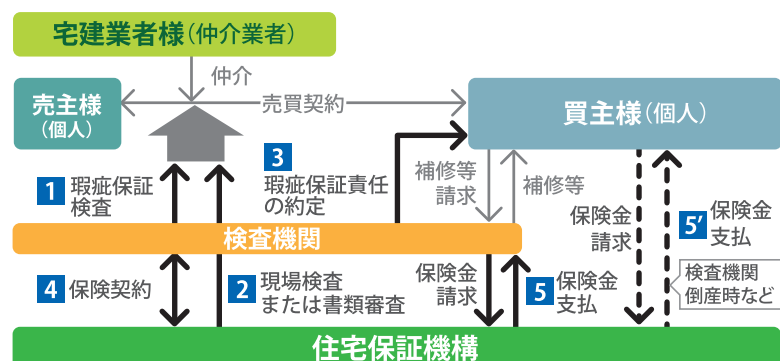
売買において仲介業者様が買主様に対し、瑕疵保証責任について約定し、保険契約のお申込をさせていただきます。

2018年4月  
受付開始

- 1 住宅保証機構が現場検査を行います。
- 2 仲介業者様が買主様に対して瑕疵保証責任について約定します。
- 3 仲介業者様が住宅保証機構と保険契約を締結します。
- 4 仲介業者様が補修等を行うための費用は保険がサポートします。
- 4' 万が一、仲介業者様が倒産等の場合は、直接買主様に保険金をお支払します。

## 【検査機関保証型】

検査機関が瑕疵保証検査を実施することにより、買主様に対して瑕疵保証責任について約定し、保険契約の申込を行います。



- 1 検査機関が建物の検査（瑕疵保証検査）を行います。
- 2 住宅保証機構が現場検査を行います。
- 3 検査機関が買主様に対して瑕疵保証責任について約定します。
- 4 検査機関が住宅保証機構と保険契約を締結します。
- 5 検査機関が補修等を行うための費用は保険がサポートします。
- 5' 万が一、検査機関が倒産等の場合は、直接買主様に保険金をお支払します。

3つのタイプの違い	宅建業者売主型	仲介業者保証型	検査機関保証型
保険契約申込者 (保証者)	宅建業者(売主)様	宅建業者(仲介業者)様	検査機関
保険期間 ① 申込時に選択可能	売買契約に基づく引渡日より 2年間または5年間	売買契約に基づく引渡日より 1年間、2年間、または5年間	売買契約に基づく引渡日より 1年間または5年間
1回のご請求に対する保険金支払額	(損害額-免責金額10万円) ×80%※ ※宅建業者様が倒産等の場合は100%	(損害額-免責金額5万円) ×100%	(損害額-免責金額5万円) ×100%
保険金支払限度額 ① 申込時に選択可能	500万円 または1,000万円	200万円、500万円、 または1,000万円	500万円 または1,000万円
(保険期間5年間の場合は1,000万円のみ)			
検査	住宅保証機構が 現場検査を実施	住宅保証機構が 現場検査を実施	検査機関が行った瑕疵保証検査 について住宅保証機構が 現場検査または書類審査※ を実施 ※検査機関が一定要件を満たす場合

## 保険金のお支払対象について

- 保険付保住宅の売買契約締結時点における隠れた瑕疵に起因して、以下に掲げる事由により、保険契約者様が補修等を行った場合に保険金をお支払します。

< 保険をお支払いする主な事由 >

- ・ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合
- ・ 雨水の浸入を防止する部分が防水性能を満たさない場合

- 万が一、保険契約者様が倒産等により補修等を行えない場合には、買主様に対して直接保険金をお支払します。

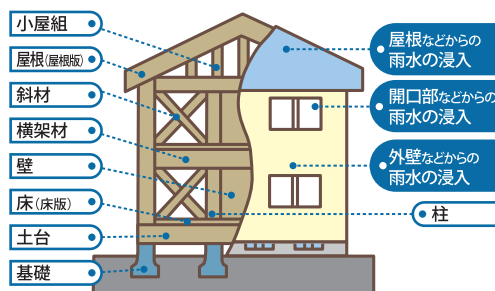
- 特約を付帯することにより、基本構造部分に加え、給排水管路・設備等を保険の対象に追加することができます。① 申込時に選択可能

< 保険をお支払いする主な事由 > 給排水管路・給排水設備・電気設備・ガス設備が通常有すべき性能または機能を満たさない場合

給排水管路	給排水設備	電気設備	ガス設備
給水管、給湯管、排水管または汚水管(給排水設備との継ぎ手部分を含みます。)	受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、汚水ポンプまたはます	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、碍子、碍管、保護装置、支持フレーム、母線、配線	ガス管

※ 戸建住宅または共同住宅等で現場検査を棟単位でお申込する場合、給排水管路のみを対象とするか給排水管路・設備等を対象とすることが選択できます。共同住宅等で現場検査を住戸単位でお申込する場合、給排水管路のみを対象とすることができます(住棟内の全ての住戸をお申込する場合は給排水管路・設備等を対象とすることができます)。

保険のお支払い対象となる基本構造部分のイメージ図



木造(在来軸組工法)の戸建住宅  
(例)2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成



安心を、ささえる。未来へ、つなぐ。

住宅保証機構株式会社

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-38 芝公園三丁目ビル  
TEL. 03-6435-8870 FAX. 03-3432-0571

まもりす

検索

<https://www.mamoris.jp>